

案内

情報提供のお願い
カシノナガキクイムシによる被害

カシノナガキクイムシは備長炭の原木であるウバメガシなど、カシ類・ナラ類の樹木を枯死させ、森林生態系にも影響を及ぼすことが懸念されています。

平成27年度には日高郡まで被害箇所が北上しており、有田郡市でも今後数年以内に被害が発生し、蔓延する可能性があります。

●確認のポイント

毎年、9月・10月ごろに木全体が枯れます。また、近くで見ると樹幹にフラス（木粉）が出ています。11月中旬を過ぎると紅葉と混ざって分かりづらいますが、紅葉前から枯れている木があれば、情報提供をお願いします。

問金屋庁舎産業課

森林の立木伐採にかか
る許可申請・届け出制度等

●森林法に基づく伐採の許可申請や届け出が必要

- ・地域森林計画区域内で森林の立木を伐採、開発する場合
- ・畑の裏の雑木林を伐採する場合

- ・森林を伐採して太陽光パネルを設置する場合

※無届、無許可による伐採をした場合、罰金に処せられる場合があります。

●伐採および伐採後の造林の届け出

- ・届け出者／森林所有者または伐採の権限を有する者

※伐採、造林を行う者が異なる場合は連名で提出

- ・届け出時期／伐採開始の90日前～30日前

- ・届け出先／金屋庁舎産業課または有田振興局林務課

※場所や内容により手続きが異なります。

問金屋庁舎産業課

森林の土地所有者届け出制度

個人、法人を問わず、売買や相続などによって新たに森林の土地の所有者になった方は、法律で土地の所有者となった日から90日以内に、取得した土地のある市町村への届け出が義務付けられています。

※国土利用計画法に基づく土地売買契約の届け出を提出している場合は対象外

問金屋庁舎産業課

あなたの出会いを応援！

「出会いがない…」と、結婚に対して消極的になっていませんか？有田川町結婚相談所では、前向きに結婚を考えている方同士で効率的に出会える場をご用意します。

●対象者／有田川町にお住まいまたは将来居住を希望する方で、真剣に人生のよきパートナーを求めている方。

※20歳以上、学生不可。

●利用方法／会員登録↓登録者カードの閲覧↓面談（推進委員立ち合い）

●その他

- ・個人の秘密は固く守られます。
- ・利用はすべて無料です。

有田川町結婚相談所では年2回婚活イベントを行います。このイベントを通してたくさんのカップルが誕生、ご成婚に至った方もいらっしゃいます！

随時ご相談も承りますので、お悩みの方はぜひこの機会にご登録ください。

問有田川町結婚相談所（金屋庁舎産業課内）